

議第 32 号

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例について

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を別紙の
とおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

第 1 号会計年度任用職員の報酬等を規定するため、当該条例を制定するもの。

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、同法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 第 1 号会計年度任用職員の報酬は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内で規則で定める。

- (1) 月額で支給する第 1 号会計年度任用職員 350,000 円
- (2) 日額で支給する第 1 号会計年度任用職員 17,000 円
- (3) 時間額で支給する第 1 号会計年度任用職員 2,500 円

2 前項の規定にかかわらず、医師及び薬剤師として任用される第 1 号会計年度任用職員の報酬額は、任命権者が別に定める。

3 第 1 号会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。

(特殊勤務報酬)

第 3 条 第 1 号会計年度任用職員が下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 49 号）第 3 条から第 22 条までに規定する勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を支給する。

2 特殊勤務報酬の支給は、下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例第 23 条の規定により支給される特殊勤務手当の例による。

(時間外勤務報酬)

第 4 条 第 1 号会計年度任用職員であって、定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられた者には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務報酬を支給する。

2 時間外勤務報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬の額に 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第 1 号会計年度任用職員の勤務時間の合計が常勤の職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算し

た割合)」とあるのは、「100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 125）」とする。

（休日勤務割増報酬）

第 5 条 第 1 号会計年度任用職員であって、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた者（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。

2 休日勤務割増報酬の額は、下呂市職員の給与に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 48 号。以下「給与条例」という。）第 20 条の規定により支給される休日勤務手当の例による。

（夜間勤務割増報酬）

第 6 条 第 1 号会計年度任用職員であって、定められた正規の勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるものには、夜間勤務割増報酬を支給する。

2 夜間勤務割増報酬の額は、給与条例第 21 条の規定により支給される夜間勤務手当の例による。

（期末手当）

第 7 条 第 1 号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。

（1） 期末手当は、6 月以上の任用期間をもって任用された第 1 号会計年度任用職員又は 6 月未満の任用期間をもって任用され、1 会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計 6 月以上となった第 1 号会計年度任用職員で、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。

（2） 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、100 分の 72.5 を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

在職期間	割合
6 月	100 分の 100
5 月以上 6 月未満	100 分の 80
3 月以上 5 月未満	100 分の 60
3 月未満	100 分の 30

2 前項に規定するもののほか、第 1 号会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第 23 条の 4 から第 23 条の 6 までの規定の例による。

（報酬の支給方法等）

第8条 第1号会計年度任用職員の報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬を含む。以下この条において同じ。）は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

2 新たに第1号会計年度任用職員となった者には、その日から報酬を支給する。

3 第1号会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。

4 月額で報酬が定められた第1号会計年度任用職員に前2項の規定により報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその計算期間の現日数から当該第1号会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第9条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）月額による報酬 第2条の規定に基づき規則で定める報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額

（2）日額による報酬 第2条の規定に基づき規則で定める報酬の日額を1日勤務する時間数で除して得た額

（3）時間額による報酬 第2条の規定に基づき規則で定める額

（報酬の減額）

第10条 月額又は日額により報酬を支給する第1号会計年度任用職員が、正規の勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給のものに限る。）による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

（報酬からの控除）

第11条 任命権者は、第1号会計年度任用職員に報酬を支給する際、次に掲げるものを当該第1号会計年度任用職員の報酬から控除することができる。

（1）職員互助会の会費その他職員互助会の事業に係る引去金

（2）団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険（これらに相当する共済契約を含む。）の保険料

（3）職員団体の組合費その他職員団体に係る引去金

（4）職員駐車場使用料

（5）前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める引去金

（通勤に係る費用の弁償）

第12条 第1号会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第 16 条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

(公務のための旅行に係る費用の弁償)

第 13 条 第 1 号会計年度任用職員が、公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用の弁償は、下呂市職員等の旅費に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 51 号）の適用を受ける職員の旅費の支給の例による。

(給与の口座振替による支払)

第 14 条 給与条例第 28 条の規定は、第 1 号会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 2 年 6 月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による改正前の地方公務員法（以下「改正前の法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づく特別職として任用されていた者、改正前の法第 17 条の規定に基づく一般職の非常勤職員として任用されていた者及び改正前の法第 22 条第 5 項の規定に基づく臨時的任用職員として任用されていた者が、施行日において第 1 号会計年度任用職員に任用された場合には、令和元年 12 月 2 日から施行日の前日までの引き続いた当該者としての在職期間については、令和 2 年 6 月に支給する期末手当に係る在職期間に通算するものとする。

【参考資料】

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例要綱

1. 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の運用が始まります。当市の第1号会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬等を規定するため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

(1) パートタイム会計年度任用職員の報酬の種別及び上限を次のとおり規定します。

支給方法	上限金額
月額支給	350,000円
日額支給	17,000円
時間額支給	2,500円

ただし、医師及び薬剤師として任用するパートタイム会計年度任用職員については、任命権者がその上限を定めるものとします。

また、パートタイム会計年度任用職員に対し、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給することを規定します。

（第2条関係）

(2) 報酬のうち、特殊勤務報酬、休日割増報酬及び夜間勤務割増報酬については、職員の例により支給することを規定します。

（第3条、第5条及び第6条関係）

(3) 正規の勤務時間以外の時間に勤務したパートタイム会計年度任用職員に対し、時間外勤務報酬を支給することを規定します。また、支給率は職員の例によりませんが、勤務時間が常勤の職員の勤務時間を超えない場合は、支給率が減算されるものとします。

（第4条関係）

(4) パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当の支給率等を規定します。

基本的な支給率は6月、12月ともに100分の72.5として、在職期間に応じ逡減するものとします。

(第7条関係)

(5) パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日及び中途採用・退職の際の報酬の支給方法について規定します。

(第8条関係)

(6) パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について規定します。

(第9条関係)

(7) 月額及び日額により報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が、年休・特別休暇を除いて、正規の勤務時間に勤務しないときは、その時間につき報酬額を減額することを規定します。

(第10条関係)

(8) 報酬から控除するものについて規定します。

(第11条関係)

(9) パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤に対する費用弁償は、通勤回数を考慮し規則で定めるものとし、金額の根拠は、職員の例によるものとします。

(第12条関係)

(10) パートタイム会計年度任用職員が公務で旅行をした場合は、職員の例により費用弁償を支給することとします。

(第13条関係)

(11) 給与の口座振替について、職員の例によるものとします。

(第14条関係)

(12) この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものとします。

(第15条関係)

(13) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(14) 現行の制度で任用されている者が、パートタイム会計年度任用職員に移行した場合、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間を、通算することを規定します。

(附則第2項関係)